

## 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱

農林水産事務次官依命通知  
平成28年1月20日付け27林整計第232号  
最終改正：令和5年11月29日付け5林整計第603号

### (通則)

第1 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）及び予算科目に係る補助金の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2 交付金は、次に掲げる事業により構成される合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金事業（以下「交付金事業」という。）により、「総合的なTPP等関連政策大綱」（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定）に即し、新たな国際環境の下で、合板・製材・集成材等の競争力を高めることに加えて、豊富な資源量を有する森林資源を活用し、建築用木材等の供給力強化を図ることによる海外情勢の影響を受けにくい需給構造の構築を図る取組や、「花粉症対策 初期集中対応パッケージ（令和5年10月11日花粉症に関する関係閣僚会議決定）」に即し、国民的な社会問題となっている花粉症の解決に向けた花粉の発生源であるスギ人工林を減らす取組に支援することを目的とし、交付金事業の実施に必要な経費を交付する。

- (1) 国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業
- (2) 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策交付金事業

### (事業の内容)

第3 本事業の内容については別表に掲げるとおりとし、事業の仕組みは以下のとおりとする。

- (1) 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県が行う交付金事業を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費について、予算の範囲内で交付金を交付する。
- (2) 都道府県は、市町村及び事業実施主体からの申請に基づき交付を行うほか、自ら交付金事業を実施できるものとする。

### (交付の対象及び交付率)

第4 交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）の区分及

びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

(事業実施計画の提出)

- 第5 本要綱に基づき交付金事業を実施しようとする者（以下「交付事業者」という。）は、交付金の交付申請前に、林野庁長官が別に定めるところにより体質強化・花粉削減計画及び当該年度の事業計画（以下「事業実施計画」という。）を作成し、林野庁長官（沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長。以下「林野庁長官等」という。）の承認を受けるものとする。
- 2 林野庁長官等は、交付事業者から申請のあった事業実施計画について、その内容を調整することができる。
- 3 事業実施計画の作成に当たっては、都道府県、市町村及び事業実施主体は互いに緊密に連携するものとする。

(申請手続)

- 第6 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする者は、交付申請書を大臣（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「大臣等」という。）に提出しなければならない。
- 2 交付金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

- 第7 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、林野庁長官が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

- 第8 大臣等は、第6第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、交付事業者に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第9 交付事業者は、第6第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第8第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣等に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第 10 交付事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 2 号による変更等承認申請書を大臣等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第 11 に規定する軽微な変更を除き、交付金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 交付金事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 11 に規定する軽微な変更を除く。

(3) 交付金事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 交付事業者は、前項各号に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて大臣等の承認を受けることができる

3 大臣等は、前 2 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第 11 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第 12 交付事業者は、交付金事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 3 号による遅延届出書を大臣等に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の書類の提出に代えることができる。

(状況報告)

第 13 交付事業者は、交付金事業の交付決定に係る年度の 9 月 30 日現在において、別記様式第 4 号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の 10 月 31 日までに大臣等に提出しなければならない。ただし、別記様式第 5 号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項による報告のほか、大臣等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該交付金事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第 14 交付事業者は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 5 号の概算払請求書を大臣等及び官署支出官林野庁長官（沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局総務部長とする。）に提出しなければならない。

ただし、施設整備事業について第 4 四半期に概算払を受けようとする場合には、林野庁長官が別に定めるところによること。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし

書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 交付事業者は、概算払により間接交付事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく間接交付事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第 15 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 6 号のとおりとし、交付事業者は、交付金事業が完了したとき（第 10 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 か月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（都道府県に対し交付金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の 6 月 10 日）までに実績報告書を大臣等に提出しなければならない。

- 2 第 6 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした交付事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第 6 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした交付事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 7 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣等に報告するとともに、大臣等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により大臣等に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第 16 大臣等は、第 15 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付事業者に通知するものとする。

- 2 大臣等は、交付事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（都道府県において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は 90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

- 第 17 交付事業者は、第 16 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付金事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付金事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 15 第 1 項に準じて提出するものとする。
- 2 大臣等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 16 第 1 項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第 16 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

- 第 18 大臣等は、第 10 第 1 項第 3 項の規定による交付金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 8 第 1 項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
- (1) 交付事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣等の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 交付事業者が、交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合
- (3) 交付事業者が、交付金事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 間接交付事業者が、間接交付事業の実施に関し法令に違反した場合
- (5) 間接交付事業者が、間接交付金を本事業以外の用途に使用した場合
- (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣等は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第 16 第 3 項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

(財産の管理等)

- 第 19 交付事業者は、交付対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第 20 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 交付事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣等の承認を受けなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、交付金事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第 6 第 1 項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第 8 第 1 項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により大臣等の承認を受けたものとみなす。
- (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。
- (2) 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- 5 第 3 項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

- 第 21 交付事業者は、交付金事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣等に報告しその指示を受けなければならない。

(交付金の経理)

- 第 22 交付事業者は、交付金事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付金事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 交付事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付金事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。
- 3 交付事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 8 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前 3 項及び第 23 に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付金調書)

- 第 23 交付事業者は、当該交付金事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 9 号による交付金調書

を作成しておかなければならない。

(間接交付金交付の際付すべき条件)

第 24 交付事業者は、間接交付事業者に交付金を交付するときは、本要綱第 10 から第 13 まで、第 15、第 17 から第 19 まで、第 21 及び第 22 の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
- (2) 間接交付事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、交付事業者の承認を受けずに、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付申請書に記載してある場合は、次の条件により交付事業者による間接交付金の交付の決定をもって交付事業者の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

- (3) 前号による交付事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を交付事業者に納付させることがあること。

2 交付事業者は、地方公共団体以外の間接交付事業者に交付金を交付するときは、間接交付事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接交付事業者は、間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 間接交付事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第 10 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- (3) 間接交付事業者は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。
- (4) 間接交付事業者は、交付金の申請に当たり、前号を約した誓約書（別記様式第 11 号）を添付しなければならない。

- 3 交付事業者は、間接交付事業者に対する間接交付金の交付に先立ち、間接交付事業者に対する間接交付金の交付に際し付す条件の内容について大臣等に届け出なければならない。
- 4 交付事業者は、間接交付事業者が間接交付事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 5 交付事業者は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ大臣等の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第8第1項の規定による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に大臣等の承認を受けたものとする。
- 6 交付事業者は、第1項第3号により間接交付事業者から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。
- 7 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 8 交付事業者は、間接交付事業に関して、間接交付事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

(その他)

第25 交付金事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、林野庁長官が別に定めるところによるものとする。

附 則

この通知は、平成28年10月11日から施行するものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成30年2月1日から施行するものとする。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき実施された事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成31年2月7日から施行するものとする。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき実施された事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和2年1月30日から施行するものとする。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき実施された事業については、第10を除き、なお従前の例によるものとする。

附 則



- 1 この通知は、令和3年1月28日から施行するものとする。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき実施された事業については、第11並びに第13第1項及び第3項に基づく報告等を除き、なお従前の例によるものとする。

#### 附 則

- 1 この通知は、令和3年12月20日から施行するものとする。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき実施された事業については、改正後の第12、第13、第14、第15、第16、第18、第21及び第23第4項の規定を除き、なお従前の例によるものとする。

#### 附 則

- 1 この通知は、令和4年12月2日から施行するものとする。
- 2 この通知による改正前の合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施された事業については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この通知は、令和5年11月29日から施行するものとする。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき実施された事業については、なお従前の例による。

別表（第3、第4及び第11関係）

区分	事業内容	交付対象経費	事業実施主体等	交付率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金事業 (交付金事業) I 国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業 (合板製材事業)	<p>1 体質強化・花粉削減計画の策定 (1) 体質強化・花粉削減計画の策定 (2) 事業実施に必要なフォローアップ</p> <p>2 国際競争力・木材供給基盤強化対策 (1) 木材産業の輸出促進・体質強化対策</p> <p>① 木材加工流通施設等整備 (大規模・高効率化) ア 木材加工流通施設整備 イ スtockヤード整備</p> <p>② 木材加工流通施設等整備 (低コスト化) ア 木材加工流通施設整備 イ スtockヤード整備</p> <p>③ 品目転換施設整備 ア 木材加工流通施設整備 イ スtockヤード整備</p> <p>④ 高度加工処理施設整備 ア 木材加工流通施設整備 イ スtockヤード整備</p> <p>⑤ 木材加工流通施設等整備 (供給力強化) ア 木材加工流通施設整備 イ スtockヤード整備</p> <p>⑥ 木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備・高度加工処理施設整備 附帯事業 (①～⑤の施設整備導入の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、実践的知識及び技術の習得活動等)</p> <p>(2) 原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策</p> <p>① 間伐材生産 ア 間伐材の生産 イ 里山林の整備 ウ 関連条件整備活動（ア又はイと一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等）</p> <p>② 路網整備・機能強化 ア 林業専用道（規格相当）整備 イ 森林作業道整備 ウ 機能強化 エ 関連条件整備活動（ア～ウと一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等） オ 航空レーザ計測</p>	<p>1 事業費 区分の欄Iに掲げる事業の実施に要する経費</p> <p>2 附帯事務費</p> <p>(1) 都道府県が区分の欄Iの経費に係る事業の指導監督等の実施に要する経費</p> <p>(2) 市町村が区分の欄Iの経費に係る事業の実施に関して、指導監督等に要する経費に対し、都道府県が交付する場合における当該交付に要する経費</p>	<p>1 (1) 都道府県 (2) 都道府県、市町村及び地域連絡会議</p> <p>2 (1) ①～⑥ 都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人及び地方公共団体等の出資する法人その他都道府県知事が認めるもの</p> <p>(2) ① 都道府県、市町村、森林整備法人等(森林整備法人(分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)第10条第2号に定める森林整備法人をいう。以下同じ。)、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1号に規定する法人(造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。)をいう。以下同じ。)、効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が別に定める考え方に則って都道府県知事が選定した林業経営体(以下「選定経営体」という。)、地域協議会及び森林所有者その他都道府県知事が認めるもの</p> <p>② ア～エ 都道府県、市町村、森林整備法人等及び選定経営体</p>	<p>1 事業費については定額(10/10以内) 附帯事務費については1/2以内</p> <p>2 (1) 事業費については定額(1/2以内(沖縄県については2/3以内)) 附帯事務費については1/2以内</p> <p>(2) ① 事業費については定額(林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。) 附帯事務費については1/2以内</p> <p>② ア、イ及びエ 事業費については定額(林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。) ウ 事業費については定額(1/2以内)</p>	区分の欄I及びIIにおける経費の皆増又は皆減	

<p>II 花粉の少ない森林への 転換促進緊急総合対策交 付金事業 (花粉削減事業)</p>	<p>③ 再造林の低コスト化 ア 一貫作業システム イ 低コスト造林 ウ 下刈り エ 機械器具の整備 (ア～ウの実 施に必要な機械器具の購入又は 賃借料等) オ 関連条件整備活動 (ア～ウと 一体的に実施する対象森林の調 査、森林所有者の同意取付け 等) ④ 高性能林業機械等 の整備</p> <p>(3) 燃油・資材の森林由来資源への転 換対策</p> <p>① 特用林産物省エネルギー化施設 等整備 ア 特用林産物生産基盤整備 イ 特用林産物生産施設整備 ウ 特用林産物加工流通施設整備 エ 廃床等活用施設整備 オ 特用林産物獣害対策施設整備</p> <p>② 木質バイオマスエネルギー転換 促進対策 ア 未利用間伐材等活用機材整備 イ 木質バイオマス供給施設整備 ウ 木質バイオマスエネルギー利 用施設整備</p> <p>花粉の少ない森林への転換促進緊急 総合対策 1 スギ材の需要拡大対策 (1) 木材加工流通施設等整備 (大規模・高効率化) ① 木材加工流通施設整備 ② スtockヤード整備 (2) 木材加工流通施設等整備 (低コスト化) ① 木材加工流通施設整備 ② スtockヤード整備 (3) 品目転換施設整備 ① 木材加工流通施設整備 ② スtockヤード整備 (4) 高度加工処理施設整備 ① 木材加工流通施設整備 ② スtockヤード整備 (5) 木材加工流通施設等整備 (供給力強化) ① 木材加工流通施設整備 ② スtockヤード整備 (6) スtock強化 (7) 木材加工流通施設等整備・品目 転換施設整備・高度加工処理施設 整備・スtock強化附帯事業</p>	<p>1 事業費 区分欄IIに掲げる事業の 実施に要する経費</p> <p>2 附帯事務費 (1) 都道府県が区分の欄II の経費に係る事業の指 導監督等の実施に要す る経費</p> <p>(2) 市町村が区分の欄IIの 経費に係る事業の実施 に関して、指導監督等に 要する経費に対し、都道 府県が交付する場合に おける当該交付に要す る経費</p>	<p>オ 都道府県</p> <p>③ 都道府県、市町村、森林 整備法人等、選定経営体、 地域協議会及び森林所有 者その他都道府県知事が 認めるもの</p> <p>④ 都道府県、市町村、森林 整備法人等、選定経営体及 び貸付けを行う事業を実 施するもの(林業労働力確 保支援センター(林業労働 力の確保の促進に関する 法律(平成8年法律第45 号)第11条第1項に規定 する林業労働力確保支援 センターをいう。以下同 じ。)及び森林組合連合会 その他都道府県知事が認 めるもの)</p> <p>(3)</p> <p>① 都道府県、市町村、森林 組合、生産森林組合、森林 組合連合会、農業協同組 合、農業協同組合連合会、 農事組合法人、林業者等の 組織する団体、地方公共団 体等が出資する法人、地域 材を利用する法人及び特 認団体(工種ごとの事業実 施主体に該当する者(特認 団体を除く。)の有する議 決権の合計が議決権全体 の過半を占める団体又は その他都道府県知事から 協議のあった団体をいう。)</p> <p>② 都道府県、市町村、森林 組合、林業者等の組織する 団体、地方公共団体等が出 資する法人、PFI事業者及 び民間事業者等</p> <p>1 都道府県、市町村、森林 組合、生産森林組合、森林 組合連合会、林業者等の組 織する団体、木材関連業者 等の組織する団体、地域材 を利用する法人及び地方 公共団体等の出資する法 人その他都道府県知事が 認めるもの</p>	<p>オ 事業費については定 額</p> <p>ア～オ 附帯事務費については 1/2以内</p> <p>③ 事業費については定額 (林野庁長官が別に定め る基準に基づき都道府県 知事が定めるものとし る。)</p> <p>附帯事務費については 1/2以内</p> <p>④ 事業費については定額 (1/2以内(沖縄県につ いては2/3以内)で林野庁長 官が別に定める基準に基 づく都道府県知事が定め るものとする。)</p> <p>ただし、林業用四輪駆動ダ ンプトラックについては 定額(1/4以内(沖縄県に ついては1/2以内)で林野 庁長官が別に定める基準 に基づき都道府県知事が 定めるものとする。)</p> <p>附帯事務費については 1/2以内</p> <p>3</p> <p>① 事業費については定額 (1/2以内(沖縄県につ いては2/3以内))</p> <p>附帯事務費については1/2 以内)</p> <p>② 事業費については定額 (1/2、1/3以内(沖縄県に ついては2/3以内)で都道 府県知事が定めるものと する。)</p> <p>附帯事務費については1/2 以内</p> <p>1 事業費については定額 (1/2以内(沖縄県につ いては2/3以内))</p> <p>附帯事務費については1/2 以内</p>	
--	---	---	--	--	--

	<p>( (1) ~ (6) の施設整備導入の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、実践的知識及び技術の習得活動等)</p> <p>2 スギ人工林の伐採・植替え等の加速化</p> <p>(1) 路網整備・機能強化</p> <p>① 林業専用道 (規格相当) 整備</p> <p>② 森林作業道整備</p> <p>③ 機能強化</p> <p>④ 関連条件整備活動 (①~③と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等)</p> <p>⑤ 航空レーザ計測</p> <p>(2) 低コスト造林等</p> <p>① 再造林の低コスト化</p> <p>ア 一貫作業システム</p> <p>イ 低コスト造林</p> <p>ウ 下刈り</p> <p>エ 機械器具の整備 (ア~ウの実施に必要な機械器具の購入又は賃借料等)</p> <p>オ 関連条件整備活動 (ア~ウと一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等)</p> <p>3 高性能林業機械等の整備</p> <p>4 民間事業者による苗木増産の支援</p>		<p>2</p> <p>(1) ①~④ 都道府県、市町村、森林整備法人等及び選定経営体</p> <p>⑤ 都道府県</p> <p>(2) 都道府県、市町村、森林整備法人等、選定経営体、地域協議会及び森林所有者その他都道府県知事が認めるもの</p> <p>3 都道府県、市町村、森林整備法人等、選定経営体及び貸付けを行う事業を実施するもの (林業労働力確保支援センター及び森林組合連合会その他都道府県知事が認めるもの)</p> <p>4 都道府県、市町村、林業種苗法 (昭和 45 年法律第 89 号) 第 10 条に基づく生産事業の登録を受けた者及びその登録を受ける見込みの者、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法 (平成 20 年法律第 32 号) 第 9 条第 1 項に基づく認定を受けた認定特定増殖事業者並びにその認定を受ける見込みの者その他都道府県知事等が認める団体等</p>	<p>2</p> <p>(1) ①、②及び④ 事業費については定額 (林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。)</p> <p>③ 事業費については定額 (1/2 以内)</p> <p>⑤ 事業費については定額</p> <p>①~⑤ 附帯事務費については 1/2 以内</p> <p>(2) 事業費については定額 (林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。)</p> <p>附帯事務費については 1/2 以内</p> <p>3 事業費については定額 (1/2 以内 (沖縄県については 2/3 以内) で林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。)</p> <p>附帯事務費については 1/2 以内</p> <p>4 事業費については定額 (4/10、1/2、6/10 以内 (沖縄県については 2/3 以内) で林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。)</p> <p>附帯事務費については 1/2 以内</p>	
--	--	--	---	--	--

別記様式第1号（第6関係）

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金  
交付申請書「第〇次」

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱第6の規定に基づき、交付金〇〇〇円（前回までの申請額〇〇〇円）の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分
- 3 事業完了予定年月日
- 4 収支予算
- 5 添付書類 都道府県の交付金交付に関する規程又は要綱（注2）
- 6 次回申請予定日

- (注) 1 「事業の内容及び経費の配分」及び「収支予算」は、様式I及びIIとする。
- 2 「都道府県の交付金交付規程又は要綱」は、間接交付事業のみについて添付すること。また、第24第3項に基づき間接交付事業者に対する間接交付金の交付に先立って都道府県の交付規程又は要綱を提出する場合は、「間接交付事業者への間接交付金の交付に先立って提出する。」と記載した上で、大臣等の求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。なお、第2次申請以降においては、その内容に変更のない場合は添付を省略することができることとする。
- 3 第6第2項により、当該交付金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請する場合には、別添「〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付する。
- 4 事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合には、様式VIを添付する。
- 5 分割して交付申請をする場合は、「次回申請予定日」を記載することとし、件名の末尾に「第〇次」と申請の回次を記載する。

別添

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金  
に係る消費税仕入控除税額集計表

(都道府県)

区分	事業実施 主体名	事業費	国庫交付金	課税 方式	仕入れに係る 消費税及び地 方消費税額	国庫交 付率	消費税仕入控 除税額	消費税 確定未 確定	備考
合計									

- (注) 1 当該交付金の事業実施主体（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 9 条第 1 項の規定に該当する事業者若しくは同法第 37 条第 1 項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業実施主体である場合（同法第 60 条第 4 項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記載する。
- 2 第 15 第 2 項及び第 3 項により報告し、交付金の返還が伴う場合は、事業実施主体ごとに内訳を別表で添付する。
- 3 「課税方式」欄には、当該交付金に係る消費税仕入控除税額の確定時において、消費税法第 9 条第 1 項の規定に該当する事業者にあつては「免税」、同法第 37 条第 1 項の規定による届出書を提出した事業者にあつては「簡易課税」、その他の事業者にあつては「課税」と記載する。
- 4 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載する。
- 5 「消費税仕入控除税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に国庫交付金率を乗じて得た金額を記載する。
- 6 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第 9 条第 1 項の規定に該当する場合、同法第 37 条第 1 項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合には「確定」、それ以外の場合には「未確定」と記載する。

別記様式第2号（第10第1項関係）

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金  
変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱第10第1項の規定に基づき申請する。

記（注2）

（注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分を様式Ⅰ及びⅡにより二段書き（上段に変更前、下段に変更後）したものとする。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付する。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第3号（第12関係）

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金  
遅延届出書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）ため、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱第12の規定に基づき届け出ます。

記

1 交付金事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）理由

2 交付金事業の遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載する。

（注2）交付金事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載する。



別記様式第4号（第13関係）

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金  
遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱第13の規定により、〇月〇日現在の交付金遂行状況を別紙のとおり報告する。

（注）「交付金遂行状況」は、様式Ⅲによる。

別記様式第5号（第14関係）

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金概算払請求書  
 （〇〇年度第〇四半期）

番 号  
 年 月 日

農林水産大臣 殿  
 （沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）  
 官署支出官 林野庁長官 殿  
 （沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局総務部長）

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱第14の規定に基づき、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

（また、併せて、〇〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。）（注1）

記

区分	総事業費	国庫交付金(A)	国庫交付金9割相当	既受領額(B)		遂行状況報告 〇月〇日現在の出来高	今回請求額(C)		残額(A)-((B)+(C))		事業完了予定年月日	備考
				金額	出来高		金額	〇月〇日までの予定出来高	金額	〇月〇日までの予定出来高		
	円	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

（注1）括弧内は、第13第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とする。

別記様式第6号（第15第1項関係）

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金  
実績報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱第15第1項の規定により、その実績を報告する。

（また、精算額として合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金〇〇〇円の交付を請求する。）

記

- 1 交付金事業の成績
- 2 収支精算

- （注）
- 1 「交付金事業の成績」及び「収支精算」の記載は、様式IV及びVによる。
  - 2 事業実施主体に消費税法第60条第4項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等以外が含まれる場合には、別記様式第1号の別添「〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付する。
  - 3 括弧内は、実績報告と同時に交付金の交付を請求する場合に記載する。

別記様式第7号（第15第3項関係）

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金  
の消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあつた合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金について、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱第15第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 適正化法第15条の交付金の額の確定額 （〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額）	金	円
2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 交付金返還相当額（3－2）	金	円

（注） 記載内容の確認のため、以下の資料を添付する。（交付金事業に要した経費にかかる消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、（1）及び（4）の資料を除き添付不要）

なお、間接交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付する。

- （1）別記様式第1号の別添「〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金に係る消費税仕入控除税額集計表」
- （2）消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- （3）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- （4）3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出する）
- （5）間接交付事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載  
[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載する。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載  
[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付する。

なお、間接交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付する。

- ・別記様式第1号の別添「〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金に係る消費税仕入控除税額集計表」
- ・免税事業者の場合は、交付金事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付金事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・間接交付事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第8号 (第22第3項関係)

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

地区名		地区	事業実施年度			年度		農林水産省所管補助金等名				処分制限期間		処分の状況		概要
事業種類	事業の内容					工期		経費の配分				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
	事業種目 (事業細目)	事業実施主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分							
									交付金	都道 府県費	市町 村費	その他				
	計															
	計															
	合計															

- 注：1 処分制限年月日には、処分制限の終期を記載する。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記載する。  
 3 概要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先、抵当権等の設定権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記載する。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第9号（第23関係）

〇〇年度

農林水産省所管

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金調書

国			都道府県名										備考
			歳入			歳出							
交付金 事業名	交付決 定の額	交付率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫交 付金相当額	支出 済額	うち国庫交 付金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫交 付金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

記載要領

- 「交付金事業名」欄には、交付金事業の名称のほか、当該交付金事業に要する経費の配分を記載する。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載する。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載する。ただし、「交付金事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載する。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載する。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載する。
- 交付金事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成する。  
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）する。

別記様式第 10 号（第 24 第 2 項第 2 号関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接交付事業者〕 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注 1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載する。

（注 2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注 3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。



別記様式第 11 号（第 24 第 2 項第 4 号関係）

誓 約 書

年 月 日

〇〇〇（交付事業者） 殿

（間接交付事業者）

住 所

氏名又は名称及び代表者名

〇〇〇（間接交付事業者）は、間接交付金交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨誓約いたします。

様式 I

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金  
の内容及び経費の配分総括表

(単位：円)

区分	事業費 (A)+(B)+(C)	交付金事業に 要する経費 (A)+(B)	経 費 内 訳			備考
			交付金 (A)	都道府県 負担金 (B)	その他 (C)	
合板・製材・集成材国際競争力 強化・花粉削減総合対策交付金						

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 地方公共団体の一般会計
- 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における交付金の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

様式Ⅱ

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金  
収支予算書

(1) 収入

(単位：円)

区分	予算額			備考
	交付金 (A)	都道府県 負担金 (B)	計 (A)+(B)=(C)	
合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策 交付金				

(2) 支出

(単位：円)

区分	予算額	備考
合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交 付金		



様式IV

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金成績書

(単位：円)

区分	事業費 (A)+(B)+(C)	交付金事業に 要した経費 (A)+(B)	経費内訳			備考
			交付金 (A)	都道府県 負担金 (B)	その他 (C)	
合板・製材・集成材国際競争力強化・ 花粉削減総合対策交付金						

様式V

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金  
収支精算書

(1) 収入

(単位：円)

区分	予算額			精算額 (D)	差引増 △減額 (D)-(C)	備考
	交付金 (A)	都道府県 負担金 (B)	計 (A)+(B)=(C)			
合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金						

(2) 支出

(単位：円)

区分	予算額 (A)	精算額 (B)	差引増 △減額 (B)-(A)	備考
合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金				間接交付金交付完了年月日：〇〇年〇〇月〇〇日 不用額： 円

注 備考欄に、間接交付金の交付を完了した年月日記載する。

国庫交付金の不用額が発生した場合は、その額を備考欄へ記載する。

(3) 国庫交付金精算書

(単位：円)

区分	交付金 交付決定額 (A)	精算事業費 総額 (B)	交付率 % (C)/(B)	精算交付金額 (C)	既受領交付金 総額 (D)	差引交付金 未受領 (返還) 額 (C)-(D)	備考
合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金							

## 様式VI

間接交付事業者が交付金事業を行うに当たって自己負担の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受けるために交付対象物件を担保に供する場合の内訳書

- 1 事業名
- 2 事業実施主体
- 3 担保施設の概要
  - (1) 名称（施設名）
  - (2) 所在地
  - (3) 構造・規模等
  - (4) 総事業費と負担区分
- 4 借入れの概要
  - (1) 借入先
  - (2) 制度融資名
  - (3) 資金区分
  - (4) 借入額
  - (5) 償還期間
  - (6) 債務保証
- 5 その他参考となる事項
  - (1) 事業計画書
  - (2) 償還予定表
  - (3) 利用する制度融資のパンフレット 等